

議員提出議案第 3 号

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を提出する。

平成 23 年 3 月 9 日

提出者	有	村	京	子	
賛成者	宮	内	正	厳	
	〃	上	原	しのぶ	
	〃	浜	田	佳	資
	〃	角	田	晃	一
	〃	吉	波	伸	治

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書

ごみ問題の解決に向けた取組はどこの自治体でも進められているが、ごみ減量は市民や自治体の努力だけでは難しく、抜本的に法律で仕組みを変えることが必要である。

1995年に家庭ごみの容積の6割を占める容器包装ごみをリサイクルしてごみを減らすために容器包装リサイクル法が制定された。

2006年には容器包装リサイクル法が一部改正されたが、多くの市民や自治体が求めてきた拡大生産者責任(廃棄物の管理や処理コストを生産者が負うこと)の徹底からはほど遠く、使い捨て容器の大量生産、大量使用の構造が見直されなかったため、リサイクルは進んでも、発生抑制や再利用は進んでいない。

このため、ごみ排出量は高止まりのままで環境に良いリユース容器が激減し、リサイクルには適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態である。根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているので、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制、環境配慮、設計について真剣に取り組もうとするインセンティブが働かないことにある。リユース容器の普及を促すためには、経済的にリサイクル優遇になっている仕組みを変えて、リデュース(発生制御)、リユース(再利用)を促進する法律に作り変えることが必要である。

今、深刻な問題になっている温暖化防止の観点からも資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。諸外国では、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止(韓国)」、「ペットボトル入りの飲料水の調達を禁止(米国60市)」など、先進的な取組を行う自治体が登場している。我が国においても、1日も早く持続可能な社会へ転換するための施策を講じていかなければならない。

よって、国会及び政府においては、次の事項を基本として、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律を制定するよう要望する。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集、選別保管の費用を事業者が負担すること。
- 2 リデュース、リユースを促進するため、次のような具体的な仕組みを容器包装リサイクル法の中で法制化すること。
 - ① レジ袋等の使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
 - ② クリーニング袋等を対象に含めるなど、容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大する。
- 3 製品プラスチックのリユース、リサイクルを進める仕組みを新たに法制化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月 日

生 駒 市 議 会